各位 殿

株式会社ベルーナ 取締役法務部長 宇野 知典

不当景品類及び不当表示防止法に基づく公正取引委員会の警告について

このたび当社のカタログ「ルフラン」及び新聞折込チラシで案内した宝飾品「マーメイドパール」の表示について、平成17年12月7日付で公正取引委員会からこれが、景品表示法に抵触する疑いがある旨の警告を受けましたが、これに対する当社の見解は下記の通りであります。

記

- 1. 「マーメイドパール」の広告紙においては、それが貝パールであることを既に明記しており、貝パールとは、人造パールないし、模造パールの俗称であることは公刊されている宝石辞典等の図書類においても明白であります。従って、当社の「マーメイドパール」の広告が、公正取引委員会ご指摘の景品表示法に違反しているものとは全く考えておりませんでした。
- 2. しかしながら今回、公正取引委員会より「南洋オーストラリア産 マーメイドパール」の記載とともに、「稀少性が増す大粒12mm真珠の逸品」、「和珠本真珠を超えたテリと輝き」の記載が、一般消費者に対し、本真珠と誤認される疑いがあり、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であるとされ、「警告」という不本意な結果となりました。
- 3. 本件につきましては、「マーメイドパール」が人工真珠である旨の表記を明確に示す方針であります。今回のご指摘を真摯に受け止め、今後ともコンプライアンス精神に則って、お客様の信頼を裏切ることのないよう、全力で取り組んでまいる所存でございます。
- 4. 尚、本件による業績への影響はございません。